

大豆〔米国産大豆〕受渡細則

株式会社堂島取引所

大豆〔米国産大豆〕受渡細則

（目的）

第1条 この細則は、株式会社堂島取引所（以下「当社」という。）の業務規程第3条第8項の規定に基づき、米国産大豆の受渡しに関し必要な事項について定める。

（受渡供用品）

第2条 受渡供用品は、業務規程第11条第1項に基づき当社において定める価格調整表に記載された大豆で、以下に掲げる要件を満たしたものとする。

- (1) アメリカ合衆国農務省穀物検査規格NO.2以上のものとして輸出され、アメリカ合衆国産黄大豆未選品としての一般流通品以上の品位を有し、水分が14パーセント以下のもの
- (2) 通関を済ませ、かつ、植物防疫法並びに食品衛生法に抵触しないもの
- (3) 当社の特定した輸入業者が輸入し、当社の認定した取引参加者が指定倉荷証券上の寄託者となるもの
- (4) サイロに保管されたもの
- (5) 積来本船の入港日が、その入港日の属する月を含む8か月以内のもの
- (6) 出港地がカナダのものについては、アメリカ合衆国産である旨の原産地証明書の添付があるもの
- (7) 食品表示法（平成25年法律第70号）に規定する食品に該当するもの

2 植物防疫所の指示による菌核除去の作業のみを行ったものは、未選品として受渡しに供用することができる。

3 次の各号の一に該当するものは、受渡しに供用することができない。

- (1) 黄色種以外の特殊大豆
- (2) 倉荷証券に本船名、入港年月日を単独で記載できないもの
- (3) 陸揚港の異なるもの及び陸揚港不明のもの
- (4) 過去に2回以上出庫歴のあるもの（ただし、倉庫会社の都合により同一倉所内でサイロ替えしたものは除く。）

4 価格調整表は、新穀限月の新甫発会日の属する月の15日までに定め、当該新甫限月から適用する。

5 受渡供用品の銘柄又は価格調整は、当社が経済事情の変動その他の事情により必要と認めたときは、変更することができる。

6 前項の規定により当社が銘柄又は価格調整を変更する場合は、新甫発会日の属する月の15日までにこれを定め、当該新甫限月から適用する。

7 第1項に規定する受渡供用品は、当社が経済事情の変動その他の事情により特に緊急

の必要があると認めたときは、変更することができる。この場合において、その変更した受渡供用品の価格調整表その他の価格調整に関する事項は、当社がこれを定めるものとする。

(早受渡し)

第3条 業務規程第52条に規定する早受渡しを希望するときは、次の定めるところによりこれを行うことができる。

- 2 当月限の建玉を有する取引参加者が、その全部又は一部について、早受渡しを希望するときは、その旨を、書面をもって、当社に申し出るものとする。この場合において、早受渡しの申出者は、受渡最終履行日を指定することができる。ただし、受渡最終履行日の指定は、早受渡申出の日から4営業日以降の日（その日が当月限納会日の前日を超える場合は、当月限納会日の前日とする。）としなければならない。
- 3 早受渡しの希望を申し出た取引参加者は、申出のあった日から3営業日間（3営業日の最終日が当月限納会日の3営業日前の日以降になるときは、当月限納会日の3営業日前の日の正午までの間）は申出を取り消し、又は変更することはできない。
- 4 当社は、第2項の申出を受理したときは、遅滞なく、これを当社に掲示するものとする。
- 5 早受渡しの申出期間は、偶数月の最初の営業日から当月限納会日の3営業日前までとし、受渡しは、当月限納会日の前営業日正午までに終了させるものとする。
- 6 早受渡しの申出のあった建玉の反対建玉を有する取引参加者で、その全部又は一部について早受渡しに応じようとするものは、その旨を当社に申し出るものとする。
- 7 早受渡しの応諾の申出は、当月限納会日の2営業日前までとする。ただし、第2項の規定により受渡最終履行日の指定のあるものについては、その前営業日までとする。
- 8 第5項及び前項に規定する申出の時限については、毎営業日の午後2時（申出の日が申出期間の最終日にあたる場合は正午）とする。
- 9 早受渡しの受渡日は、応諾の申出日の翌営業日とする。
- 10 早受渡しの申出者は、当該建玉に対する反対売買を行い、又は早受渡しの申出を取り消し、若しくは変更することができない。ただし、第7項に規定する最終応諾申出日までに応諾のなかった部分については、この限りでない。
- 11 早受渡しの相手方が2人以上あるときは、当社は、抽せんによって相手方を決定する。

(早受渡しの応諾の制限)

第4条 前条第2項に規定する早受渡しの申出当日は、当該申出に対する応諾の申出はできない。

(受渡指定倉庫)

第5条 業務規程第50条に規定する当社指定倉庫（サイロ）は、別表のとおりとする。

(受渡品明細通知書)

第6条 株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）が定める受渡品明細通知書は、受渡品の種類、銘柄、出港年月日、等級、数量、荷造の種類、倉庫名及びその所在地並びに倉荷証券の番号（これらのほか本船名及び入港年月日）等を記載し、正副2通を提出するものとする。

2 受託取引参加者は、前項の受渡品明細通知書を届け出るときは、委託者の計算をもってする受渡しに係るものと、自己の計算をもってする受渡しに係るものに区分して、しなければならない。

(受渡先の決定)

第7条 受渡先の決定は、以下のとおりとする。

- (1) 受渡品明細通知書を銘柄別に受け付けた順位に番号を付す。
- (2) 受方は、相手方及び倉荷証券を定めるため抽せんを行い、引き当ての順位を決定する。
この場合において、抽せんを行う順位は、受方の届出の順による。
- (3) 受方の割当ては、抽せんの結果の順位により第1号の受渡品明細通知書に記載した受渡番号順に該当する枚数を割り当てるものとする。

2 受方は、必要に応じ受枚数を適宜区分して引き当てることができる。この場合は、その区分の略号及び枚数を受渡準備日の午前10時までに届け出るものとする。

3 受方には、受渡品明細通知書の副を交付する。

(指定倉荷証券)

第8条 業務規程第54条に規定する指定倉荷証券は、当社の指定を受けた当該倉庫の倉所、倉号に現に保管されているものについて発行されたものでなければならない。

2 倉荷証券面には、送り状、船荷証券、証明書類等の確認し得る書類に基づいて次の内容が記載されていなければならない。

- (1) 生産国名、品名
- (2) 積来本船名、出港年月日、入港年月日
- (3) 第12条第1項の規定による倉庫保管料及び出庫料等が納入済みである旨
- (4) 原産地の属する国と出港地の属する国が異なる場合には、出港地
- (5) その他必要事項

3 指定倉荷証券の発行を依頼するときは、前項の確認に必要な書類を当該倉庫に提出しなければならない。

(貨物の引取請求)

第9条 当社での品受け後2か月以上経過した貨物につき、倉庫会社は、当該貨物の引取り

を請求することができる。当該貨物が出庫されなかったときは、倉庫会社は当該貨物の所有者と協議のうえ倉庫保管料を割増し又は保管箇所若しくは荷姿を変更することができる。これに要した費用は、当該貨物の所有者が負担するものとする。

（検品請求に係る処理）

第10条 クリアリング機構の定める検品の請求があったときは、次によりこれを処理する。

- (1) 当社は、同一積来本船のもので受渡単位の整数倍で出庫するものに限り、検品の請求を受け付ける。
- (2) 見本の採取方法は、一般財団法人日本穀物検定協会に委嘱するものとし、受渡品を出庫する際、検量後、原則として100トン当たり10か所から見本を採取し、受渡単位ごとに混合見本とする。ただし、出庫形態が車輛又はコンテナの場合は、各々最低各1か所から採取とする。
- (3) 前号より採取した見本は、大豆鑑定人会（会を構成する委員が検査対象である荷口に係る受渡しの利害関係者である場合は、当該委員を除く。）が合議の上、故障の程度を鑑定し、その結果をクリアリング機構に通知する。

（受渡しの特例）

第11条 当社が指定したサイロ又は指定していないサイロに保管されていた貨物が、当社が指定したサイロに転送されたもので次の各号の条件を満たしている場合は、受渡しに供用することができる。

- (1) 転送が1回であるもの
- (2) 入、出庫証明書及び船荷証券等により、国名、品名、本船名等が確認できるもの

（受渡諸経費の分担）

第12条 当社が受方に指定倉荷証券を交付した日の属する期までの倉庫保管料及び出庫料は、渡方の負担とする。

- 2 当社は、兵庫県以外の地域に所在する指定倉庫における受渡しについて、別に定める貨物運送運賃を渡方から徴収し、これを受方に交付することができる。

（その他の措置）

第13条 業務規程及びこの細則並びにクリアリング機構における大豆の受渡しに係る諸規則に定めのない事項又は不測の事態が生じたときは、大豆の商慣習又は当事者の合議により処理するものとする。

- 2 この細則は、実状を勘案して、適宜、必要に応じて所要の変更を行うものとし、その改変は既存限月についても適用することができる。

(変更又は廃止)

第14条 この細則は、代表取締役社長の決裁により、変更又は廃止することができる。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。

附 則

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行に伴い、施行日前の大豆（米国産大豆）受渡細則（以下「旧細則」という。）は、これを廃止する。
- 3 旧細則に基づいてなされた事項は、施行日においてこの細則の相当する規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（令和3年8月27日）

この細則は、令和3年8月27日から施行する。

附 則（令和3年11月5日）

この細則は、令和3年11月5日から施行する。

附則（令和6年10月31日）

この細則の変更は、令和6年10月31日から施行する。